

## 一般社団法人明専会 学生育成運営部会基準

### (目的)

- 第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）定款第4条の目的を果たすため、国立大学法人九州工業大学(以下「大学」という)と当法人との連携を密にし、大学支援の事業である明専塾事業、明専スクール事業、そして100記念人材育成事業を運営するため、学生育成運営部会（以下「本部会」という）を設置し、その効果的な事業推進に必要な事項を定める。
- 2 明専塾事業は、会員の実体験を基にしたキャリア教育であり、会員と学生との交流活動を通して、学生の目標設定や進路選択に資する活動を行うことをいう。
  - 3 明専スクール事業は、産業界で活躍中の明専会員が就職の内定した学生を対象に、卒業・修了の直前に社会人および企業技術者としての心構えやスキル等を伝授し、入社後に実力を速やかに発揮し、注目される技術者に育て上げるための講座を支援することをいう。
  - 4 100記念人材育成事業は、明専会・創造学習支援、明専会・グローバル人材育成支援、大学と連動した人材育成支援の各事業のことをいう。

### (構成)

- 第2条 本部会は、理事、および事務局により選任され、以下のとおり構成される。
- (1) 部会長 : 1名
  - (2) 部会委員 : 必要数
  - (3) 事務局 : 若干名
- 2 必要に応じて本部会の事業の円滑かつ効果的な推進のため、本部会委員以外の本法人会員および本法人会員以外の者に助言、協力を求めることができる。

### (選任)

- 第3条 部会委員は、部会長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

### (任期)

- 第4条 部会長、副部会長および部会委員のうち当法人側委員の任期は、定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

### (分会)

- 第5条 本部会には、明専塾、明専スクール事業の2分会を設ける。
- 2 分会に関し必要な事項は、別に定める。

### (役割、報告)

- 第5条 部会は各事業の年間計画、予算案に関して協議・立案し、部会長が理事会に提案し、理事会の承認を得て、本部会でこれを実行する。
- 2 事業終了後は部会で実施内容、予算執行状況を総括し、部会長が理事会に報告し承認を得るものとする。
  - 3 当該年度計画が大きく変わることが明らかな場合は、その内容を直近の理事会に報告して

承認を得なければならない

(会合)

第6条 部会長は、各事業実施の計画時、実施後にわたり必要な部会を招集し、前条各号に掲げる事項について協議することとする。

2 部会長は、必要に応じ臨時部会を開くことができる。

附則

1 この基準は、平成27年2月14日の理事会決議によりに制定、施行する。

2 これにより、平成26年5月10日の理事会決議により定められた一般社団法人母校支援部会基準及び付帯細則、明専会塾運営部会基準、明専会スクール運営部会基準を廃止する。

3 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。